

▶休業票の交付を受けたみなさまへ◀

① 災害時における雇用保険の特例措置があります

◆令和6年能登半島地震により、激甚災害指定地域（川北町、野々市市除く）内の事業所が休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、雇用保険の特例基本手当を受給できます。

② 対象労働者

◆復職の意思・能力を有するにも関わらず、就労することができず、かつ賃金を受けることができない状態にある方

③ 下記の方は、原則として特例基本手当を受給することはできません

◆すでに就業を再開している方や就職・就労中の方（試用期間を含む）には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

④ 特例基本手当を受ける手続き

特例基本手当を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークで手続きが必要です。本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで特例基本手当の受給手続きを行うことができます。

てっぷ ひつよう 手続きに必要なもの

1. 休業票-1 氏名や口座番号などを記入してください。
ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
2. 休業票-2
3. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。
 - ① 個人番号確認書類（いずれか1種類）通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
 - ② 身元（実在）確認書類（（1）のうちいずれか1種類。）
※（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可）
（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
（2）公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚（6か月以内の写真、正面上三分身、ﾀﾞｲ3.0 cm×ヨｺ2.4 cm。）
※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
5. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）
※ 受給手続に必要な確認書類がない場合、居住地を管轄するハローワークまたは避難先等の最寄りのハローワークにお問い合わせください。



⑤ 特例基本手当を受ける資格は【受給資格】

◆ 原則として、**休業開始日の前日以前 1 年間に 6 か月以上**被保険者期間（※1）がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1 か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11 日以上ある月を1 か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11 日以上の月が6 か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80 時間以上の月を1 か月として計算します。

★ 高年齢被保険者（65 歳以上）、短期雇用特例被保険者の方も同様の被保険者期間が必要です。

**《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全てご提出ください》
《特例基本手当を受給すると、これまでの被保険者期間は通算されなくなります。》**

⑥ 1日当たりの給付額【特例基本手当日額】

1日当たりの金額を「特例基本手当日額」といいます。原則として、休業開始日の前日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、特例基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ おおよその計算式

$$\left(\frac{\text{休業開始日の前日以前 6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times \text{給付率} = \text{【特例基本手当日額】}$$

賃金日額

※ 60～64 歳の方は 45～80%

※ 高年齢被保険者の方は 30 歳未満の区分で計算します。

⑦ 特例基本手当の給付日数【所定給付日数】

休業開始日 前日の満年齢	被保険者期間				
	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上～35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上～45 歳未満		150 日		240 日	270 日
45 歳以上～60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上		150 日	180 日	210 日	240 日

※「被保険者期間」には、休業している事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

⑧ 支給の開始と期間【待期】【受給期間】

支給の開始	<p>休業開始日から7日間の待期が経過した後</p> <p>以下の場合、休業票を提出した日から待期を起算します。</p> <p>①やむを得ない理由なく、休業票の交付を受けた日から28日を経過して提出した場合。</p> <p>②やむを得ない理由であっても、その理由がやんだ日から14日を経過して提出した場合。</p> <p>また、病気やけがのため働くことができない日および賃金支払対象となる日は、待期に含まれません。</p>
受給期間	<p>激甚災害指定期日（令和6年12月31日）まで</p> <p>上記期日までに所定給付日数を限度として支給します。</p> <p>所定給付日数が残っていても受給期間を超える部分は支給されません。（お早めにお手続きください。）</p>

※ 特例基本手当を受給するには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

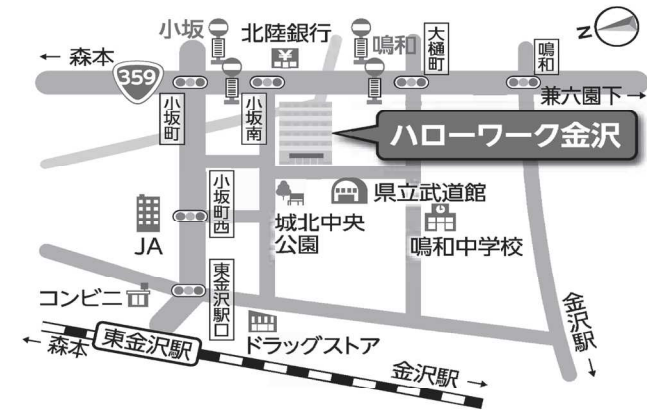
ハローワーク（公共職業安定所）一覧表

ハローワーク金沢

（管轄：金沢市）

〒920-8609 金沢市鳴和 1-18-42

☎ 076-253-3038

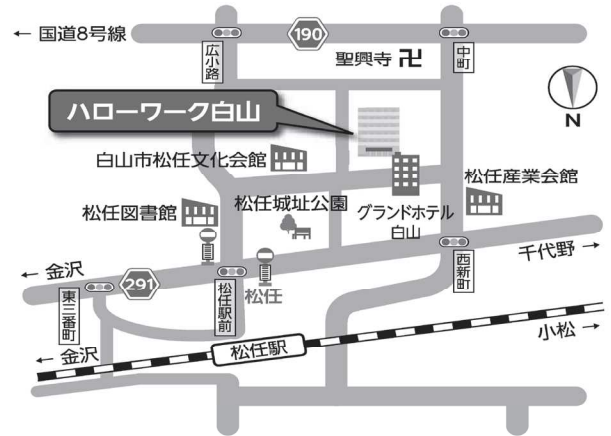


ハローワーク白山

（管轄：白山市・野々市市）

〒924-0871 白山市西新町 235

☎ 076-290-2282

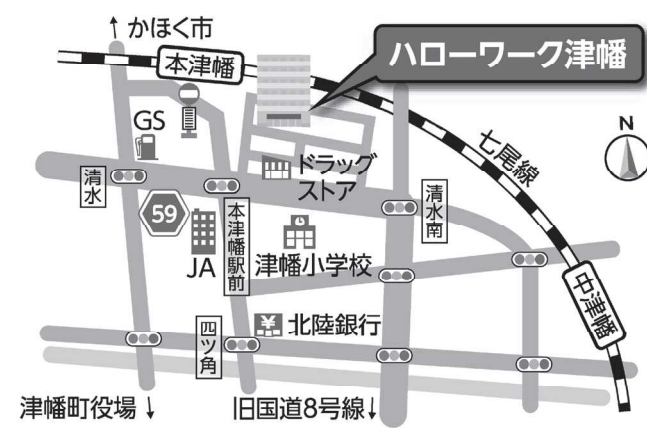


ハローワーク津幡

（管轄：かほく市・津幡町・内灘町）

〒929-0326 河北郡津幡町字清水ア 66-4

☎ 076-289-2530

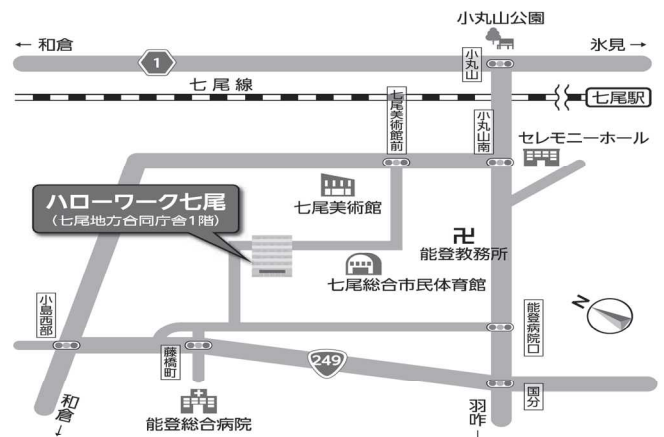


ハローワーク七尾

（管轄：七尾市・中能登町）

〒926-8609 七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎内

☎ 0767-52-3255

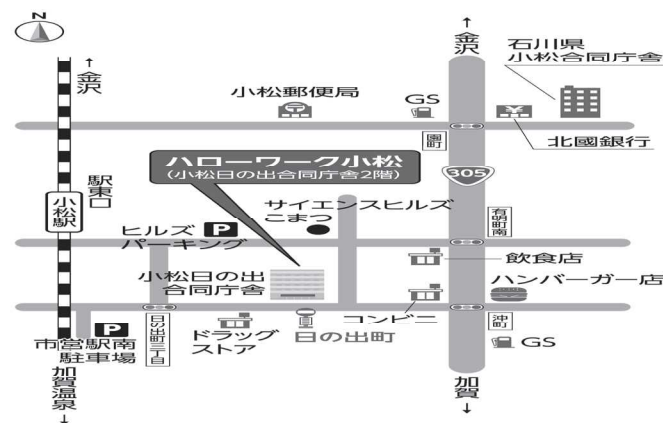


ハローワーク小松

（管轄：小松市・能美市・川北町）

〒923-8609 小松市日の出町 1-120 小松日の出合同庁舎 2階

☎ 0761-24-8609

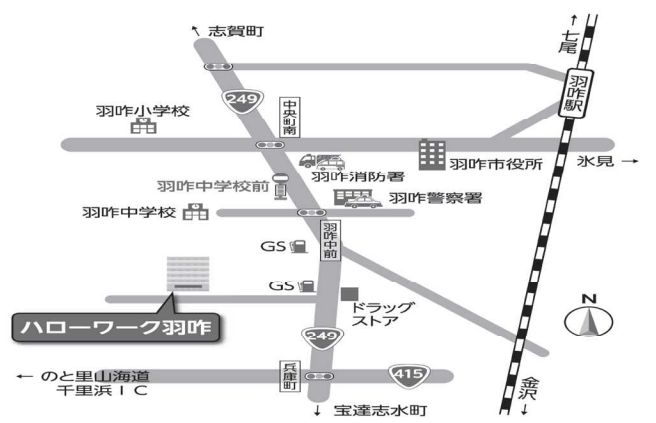


ハローワーク羽咋





（管轄：羽咋市・志賀町・宝達志水町）

〒925-8609 羽咋市南中央町キ 105-6

☎ 0767-22-1241



ハローワーク（公共職業安定所）一覧表

<p>ハローワーク加賀 (管轄：加賀市)</p> <p>〒922-8609 加賀市大聖寺菅生イ78-3 加賀地方合同庁舎内 ☎ 0761-72-8609</p>	<p>ハローワーク能登 (管轄：珠洲市・能登町)</p> <p>〒927-0435 鳳珠郡能登町字宇出津新港 3-2-2 ☎ 0768-62-1242</p> <p>開庁時間短縮中です。 月～金 10時～14時</p>
 <p>A map showing the location of the Hakai Hello Work office. The office is marked with a callout box. Landmarks include the main hall (大聖寺駅前), city hall (加賀市役所), and police station (大聖寺警察署). Major roads like National Route 305 and Route 8 are also shown.</p>	 <p>A map showing the location of the Noto Hello Work office. The office is marked with a callout box. Landmarks include the town hall (能登町役場), elementary school (宇出津小), and high school (能登高校). Major roads like National Route 249 and Route 35 are shown.</p>
<p>ハローワーク輪島 (管轄：輪島市・穴水町)</p> <p>〒928-8609 輪島市鳳至町島田 99-3 輪島地方合同庁舎 1階 ☎ 0768-22-0325</p> <p>開庁時間短縮中です。 月～金 10時～14時</p>	 <p>An illustration of a man in a suit talking on a mobile phone and a woman in a business suit holding a folder, standing in front of a modern building.</p> <p>石川労働局職業安定部職業安定課 ※雇用保険の手続きやお問い合わせについては、 各ハローワークにお尋ねください。 〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 ☎ 076-265-4427</p>
 <p>A map showing the location of the Wajima Hello Work office. The office is marked with a callout box. Landmarks include the city hall (輪島市役所), high school (輪島高校), and various banks (北陸銀行, 北國銀行). Major roads like National Route 249 and Route 1 are shown.</p>	

雇用保険の手続きやお問い合わせに関する利用時間は、
月～金曜 8時30分～17時15分です。**ハローワーク輪島・能登は、開庁時間を短縮しております。月～金曜 10時～14時**

※ 土・日・祝日・年末年始は行ってありません。

職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めしております。